Afrac

「生きる」を創る。

パンフレット 2025年11月版

- ●お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約 概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認 ください。
- ●「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- ●本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、 預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険 制度の対象ではありません。
- ●本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- ●募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前に お客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。 また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに

勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

- ●保険募集にあたっては、法令上の定めにより、2ページの <当該募集代理店において事業性資金の融資を利用されて いる関係先のお客さまへ>に記載の制限がありますので、 必ず2ページの当該内容をご確認ください。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

●アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラック との保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や 保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険 契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが 承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター **0120-555-027**

月~金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」 です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは 〈募集代理店〉

- ◎この「パンフレット」にある保険料および保障内容などは、契約日が2025年11月 4日現在のものです(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して 保険料や保障内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率に よって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。





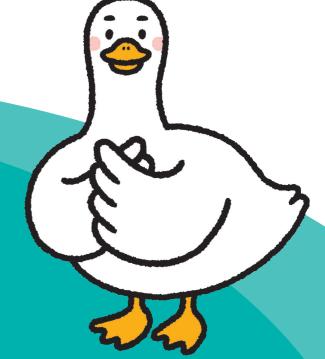
AF金ツ課-2025-0016 7月2日

介護状態に合わせて保障する



人生100年時代。

長生きの時代、もしかしたら将来、 自分の介護で家族に負担を かけてしまうかもしれません…



健康な方はもちろん、"健康に不安がある方"もお申し込みいただけます。

契約年齢*

満18歳~満79歳 *契約内容により異なります。 この保険は、「介護や障がいの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。 商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。 ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。



√! はお客さまにとくにご確認いただきたい項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

ご希望により、記載以外の給付金額の設定ができます。 ※支払事由・支払限度などについては、5~6ページ 「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約の しおり・約款」をご確認ください。

! <当該募集代理店において事業性資金の融資を利用されている関係先のお客さまへ>

法令上の定めにより、当該募集代理店において、つぎの①②に該当するお客さま(21)は、当保険にお申し込みいただけません。また、③に該当する場合(21)は、ご契約いただける給付金額に制限があり、本商品では、「基準介護年金額60万円まで」「要介護1一時金額と要介護2 一時金額を通算して100万円まで」ご契約いただけます(注2)。

①事業性資金の融資をご利用の企業 (含代表者)・個人事業主のお客さま ②事業性資金の融資をご利用の企業等 (従業員20名以下)にお勤めのお客さま

いただけない場合があります。詳しくは、生命保険の販売資格を持った当該募集代理店の職員にお問い合わせください。

③事業性資金の融資をご利用の企業等 (従業員21名以上)にお勤めのお客さま

(注1)ご利用状況を別途確認させていただきます。 (注2)当該募集代理店ですでに他の介護保険などをご契約されているお客さまにつきましては、上記内容につきましても当該募集代理店からはご契約 介護状態に合わせて保障する

アフラックの しっかり頼れる



一時金を お支払いします

公的介護保険制度にもとづく 要介護1以上に認定された場合に 一時金をお受け取りいただけます。 特長

介護年金を お支払いします

公的介護保険制度にもとづく 要介護3以上に認定された場合に 介護年金をお受け取りいただけます。 特長

免除事由に該当した 場合、保険料の お払い込みは不要です

要介護1一時金の支払事由に該当 した場合、以後の保険料のお払い 込みは不要となります。

介護年金を重視したプラン

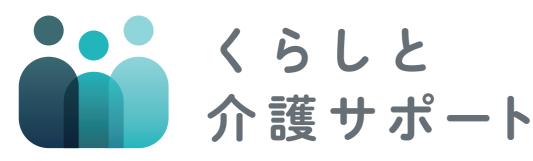
お手頃な保険料のプラン

		Aプラン 1型		Bプラン 2型			
	被保険者の状態	基準介護年金額 60万円	基準介護年金額 30万円	基準介護年金額 30 万円	支払事由	支払限度	保険期間
	要介護5	60万円	30万円	30 万円	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護		
介護年金	要介護4	50万円	25万円	20万円	3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護	1年に1回 保険期間を通じて 10回まで	
	要介護3 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	40万円	20万円	10万円	状態に該当しているとき		終身
要介護2 一時金	要介護2 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	20万円	10万円	10万円	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく左記の 要介護度以上の状態に該当していると	1回限り	
要介護1 一時金	要介護1 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	20万円	10万円	10万円	認定されたとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護 状態に該当したとき	1回限り	

免除事由に該当したとき(要介護1一時金の支払事由に 該当したときなど) 以後の保険料はいただきません

保障は継続します

(2



介護はまだ先

介護の疑問やお悩みがある

どちらの方も今すぐ使える、専門家サポートです





くらしと介護サポートは、ご自身やそのご家族のくらしや介護に まつわる幅広いお悩みによりそいサポートするサービスです。

介護に関するそのモヤモヤ、 相談してみませんか?

介護疲れや今抱えている ストレスについて 話を聞いてほしい

親が介護認定を 受けたくなさそうだが、 どのように話を 切り出したらよいか



将来、両親が要介護状態に なったときに備え、 どのような準備が 必要かを知りたい

こんな些細なことを ケアマネジャーに 相談していいのか

介護の専門家*'があなたの 不安や悩みを傾聴し、 適切にサポートします

*1 介護支援専門員(ケアマネジャー)・社会福祉士・看護師などのメンバーで 構成されています。

ご契約者さまとそのご家族は 無料でご相談可能です。

ご相談は、お電話・チャット・Web面談の いずれでも可能です。



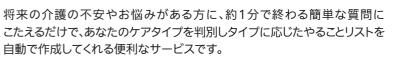
ご自身の介護のことはもちろん、 ご両親の介護についても ご相談いただけます。



ほかにもこのようなサービスもあります

かいごだんどりメーカー

多くの介護経験者の声から生まれた便利サービス 「かいごだんどりメーカー」で、煩雑な介護の準備をリストで ひとまとめに





お役立ちサービス

お役立ちサービスを、優待価格*2で利用できる

シニアのくらしや家族介護をサポートする、お役立ちサービスを集めました。 「くらしと介護サポート」経由で申し込むと、優待価格*2で利用できるもの があります。



*2 一部サービスを除きます。

- ●くらしと介護サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- ●くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者さまとそのご家族の介護に関して相談 できるサービスです。
- ●くらしと介護サポートで提供する各種サービスの内容は、2025年11月4日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- ●サービスの詳細は、サービスウェブサイト(https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac)にてご確認ください。

上記サービス以外にも、アフラックでは健康や医療に関するの不安や悩みなどを幅広くサポートするサービスがあります。

販売名称:アフラックのしっかり頼れる介護保険 正式名称:介護保険[無解約払戻金2021]

給付金など	 支払事由/免除事由	支払限度
介護年金	①第1回 つぎの(ア)(イ)いずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (a) 日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって 診断されたとき (b) 認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき ②第2回以後 第2回以後の介護年金支払基準日*において、つぎの(ア)(イ)いずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されて いるとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき (b)その日を含めて180日以上前から継続して日常生活動作における要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき (b)その日を含めて90日以上前から継続して認知症による要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき (b)その日を含めて90日以上前から継続して認知症による要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき	1年に1回 保険期間を 通じて 10回まで
要介護 2 一時金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって 診断されたとき (イ)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
要介護 1 一時金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって 診断されたとき (イ)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
保険料 払込免除	つぎの①②③いずれかに該当した場合 ①要介護1一時金の支払事由に該当したとき ②アフラック所定の高度障害状態になったとき ③不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内に アフラック所定の身体障害状態になったとき	_

^{*} 第1回の介護年金については支払事由に該当した日、第2回以後の介護年金については、第1回の介護年金支払基準日の後の年単位の応当日の ことをいいます。第2回以後の介護年金支払基準日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われなくなった後、新たに介護年金 の支払事由に該当したときは、その日を新たな介護年金支払基準日とします。

給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」について は、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

日常生活動作における要介護状態

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

- (1)下記の 12 いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
- (2)下記の3456のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

項目	一部介助を要する状態	全介助を要する状態
1 寝返り 身体にふとんなどをかけない状態で、横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること	ベッドの柵、ひも、バー、サイド レールなど何かにつかまら なければできない状態	ベッドの柵、ひも、バー、サイド レールなど何かにつかまっ ても介助なしではできない 状態
2歩行 立った状態から歩幅や速度 は問わず5m以上歩くこと	義手、義足、歩行器などの 補助用具、装具を用いたり、 壁で手を支えたりしなけれ ばできない状態	義手、義足、歩行器などの 補助用具、装具を用いても 介助なしではできない状態
3 衣服の着脱 (1)ボタンのかけはずし (2)上衣の着脱 (3)ズボン・パンツなどの着脱 (4)靴下の着脱	左記の(1)(2)(3)(4)いずれかについて、一部は自分で行っているが、部分的に介助を要する状態	左記の(1)(2)(3)(4)いずれ かについて、自分ではまった くできず、すべての介助を要 する状態
4 入浴 一般家庭用浴槽の出入り (浴槽の縁をまたぐこと)	介護者が支える、手を貸す などの部分的な介助がなけ れば一人ではできない状態	介護者が抱えなければできない状態、介護者がリフトなどの機器を用いなければできない状態
5 食物の摂取 通常の食事を摂ること (食物を口に運ぶ行為を指し、 調理、配膳、片付けは含まない)	食事の際に、小さく切る、 ほぐす、皮をむく、魚の骨を とるなど、食べやすくするた めに何らかの介助が必要な 状態	介助なしに自分ではまった く食事をしない、またはでき ない状態
6 排泄排泄 および排泄後の後始末	排泄後の拭き取りができないか、できても不十分なために介護者が拭き取るなどの直接的な介助を要する状態	排泄後の拭き取り始末を 含め、排泄に関してすべて の介助を要する状態

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

認知症による要介護状態

「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。 「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。

- (1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- (2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- 「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。
- (1)常時、時間の見当識障害があること
- 季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- (2)場所の見当識障害があること
- ・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- (3)人物の見当識障害があること
- ・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

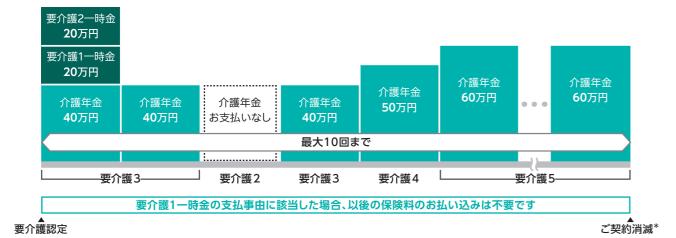
仔

公的介護保険制度の要介護3の認定を受け、その後要介護度が変化した場合

Aプラン 1型 基準介護年金額60万円の場合

介護年金は、公的介護保険制度の要介護度に応じた金額をお支払いします。介護年金の支払事由に該当しない場合は、介護年金をお支払いしません。

※認定初年度において要介護3以上に認定された場合、第1回の介護年金·要介護1一時金·要介護2一時金を同時にお支払いします。



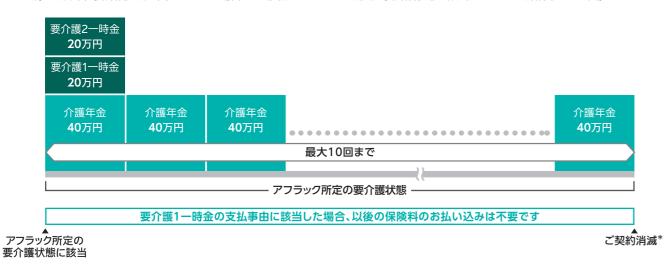
例2

満65歳未満でアフラック所定の要介護状態に該当し、同じ要介護状態が継続した場合 (公的介護保険制度にもとづく要介護認定を受けていない場合)

Aプラン 1型 基準介護年金額60万円の場合

満65歳未満で初めてアフラック所定の要介護状態に該当した場合、第1回の介護年金(要介護3に認定されたときと同額の介護年金額)・要介護1一時金・要介護2一時金を同時にお支払いします。

※満65歳以降、要介護認定を受けていない場合でも、継続してアフラック所定の要介護状態に該当していれば、介護年金をお支払いします。



* 通算して10回目の介護年金が支払われた場合、10回目の介護年金の支払事由に該当した日にさかのぼってこの保険契約は消滅します。

)詳しくは、1~2ページ「保障内容」、5~6ページ「支払事由」、11~12ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」は、

健康に不安がある方もお申し込みいただける介護保険です。

このような理由であきらめていませんか?

<mark>現在、</mark>病気で<mark>通院</mark>し、 薬も飲んでいる

健康に不安のある方へ



持病・既往症がある



<mark>以前、入院・手術</mark>を したことがある



例えば)

このような方もお引き受けできる場合があります。

割り増しされた保険料をお払い込みいただく「特別保険料率に関する特則」を付加して、ご契約をお引き受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

糖尿病で治療中の方(2年以内の入院や合併症がない場合)

慢性気管支炎をお持ちの方(2年以内の入院がない場合)



C型肝炎で通院中の方(2年以内の入院がない場合)

※上記のお引き受けの可能性がある例について、2年以内の入院や合併症などがない場合でも、入院歴や 診療状況などによっては、お引き受けできない場合があります。

※上記の例は、2025年11月4日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。

お手続きに ついて 「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。ご案内の内容やお手続きなどの詳細については、アフラックへお問い合わせください。

●現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方、今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことのある方、または申請をしたことのある方はご契約をお申し込みいただけません。



●健康状態・今までの病歴・すでにご契約されているアフラックの保険との通算などにより、ご契約をお引き受けできない場合があります。 ※詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

▮公的介護保険制度について

「公的介護保険制度」は40歳以上の方が加入している社会保険制度で、65歳以上の方と 40歳から64歳の方で受給要件が異なります。

要介護・要支援と認定された場合に、所定の公的介護保険サービスを利用できます (現金による給付ではなく、公的介護保険サービスそのものが提供されます)。65歳以上 の場合、所得に応じて公的介護保険サービス利用料の1~3割が自己負担となります。

対象者	受給要件
65歳以上の方(第1号被保険者)	・要介護状態・要支援状態※原因を問わず公的介護保険サービスを受けることができます。
40歳から64歳の方(第2号被保険者)	・要介護(要支援)状態が、 加齢に起因する疾病(下記 の特定疾病)による場合に 限定

40歳から64歳の方(第2号被保険者)の要介護(要支援)認定について

40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、政令で定める疾病(特定疾病)によって要介護(要支援) 状態に該当した場合に要介護(要支援)認定を受けることができます。

特定疾病

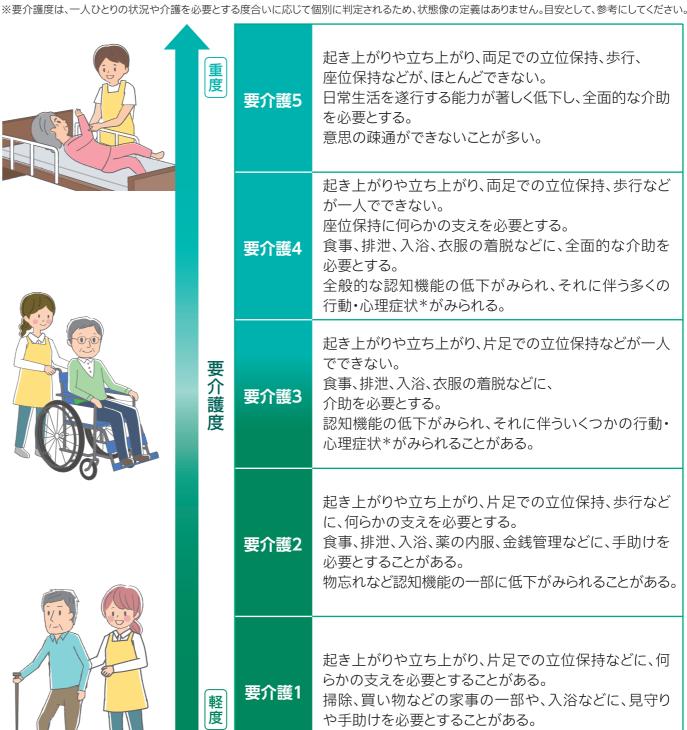
がん*、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知 症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早 老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈 硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

* 医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

▮公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合に応じて段階が定めら れています。認定は要支援1・2と要介護1~5の7段階に分かれています。

■ 要介護1~5の状態の目安(例)



* 行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにアフラック作成

一度、要介護認定を受け、その後要介護状態ではなくなった場合、 保険料の払い込みを再開しなければならないのでしょうか?

↑ いいえ、保険料のお払い込み(再開)は不要です。 一度、保険料払い込みの免除事由に該当した後は、その後の状態に かかわらず保険料のお払い込みは不要です。

Q2 満65歳以上でアフラック所定の要介護状態に該当した場合、 給付金は支払われますか?

A2 いいえ、満65歳以上の給付金のお支払いには、公的介護保険制度に もとづく要介護認定が必要となります。*

■支払事由と支払事由に該当した年齢の関係

	支払事由に該当した時点の年齢				
支払事由	満65歳以上 (第1号被保険者)	満40歳~満64歳 (第2号被保険者)	満39歳以下 (公的介護保険対象外)		
公的介護 保険制度の 要介護認定		(特定の疾病を原因とした場合)	×		
アフラック所定の 要介護状態	*				

^{*}満65歳未満でアフラック所定の要介護状態に該当し、満65歳以上となった後もその状態が継続しているときには、介護年金をお支払いします。

Q3

税法上の取り扱いについて教えてください。

A3

保険料・給付金の税金については、以下をご確認ください。

■保険料について

納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

■各給付金について

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の 親族の場合、非課税となります。

※法人契約の場合は異なります。

※2025年8月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署また は発理士にご確認とださい。

Q4

保険契約を解約した場合の解約払戻金はありますか?

A4

解約払戻金はありません。 解約払戻金がないため、保険料が割安になっています。

Q5

保険料の一括払(全期前納払)はできますか?

A5 保険料の一括払(全期前納払)の取り扱いはありません。 保険料払込期間は終身払のみとなります。 介護状態に合わせて保障する



アフラックのしっかり頼れる介護保険

月払保険料(個別取扱)

保険料払込期間:終身払

- ●契約日が2025年11月4日現在の保険料率(口座振替料率)となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する
- ●保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- ●健康状態によっては、記載の保険料と異なる割り増しした保険料でお引き受けする場合があります。お申し込み後にアフラックから送付する書
- ●契約内容(「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む)や経過年数などによっては、給付金の合計額が累計払込保険料を下回る場 合がありますのでご注意ください。

男性

契約日	Aプラ	Bプラン2型		
ある	基準介護年金額 60万円	基準介護年金額 30万円	基準介護年金額 30万円	
18歳	2,120 円	1,060 円	970 円	
20	2,200	1,100	980	
30	2,660	1,330	1,210	
40	3,480	1,740	1,530	
50	4,960	2,480	2,120	
60	7,880	3,940	3,340	
70	14,660	7,330	6,040	
79	31,740	15,870	12,990	

女性

契約日	Aプラ	Bプラン2型	
ある	基準介護年金額 60万円	基準介護年金額 30万円	基準介護年金額 30万円
18歳	2,660 円	1,330 円	1,180 円
20	2,800	1,400	1,220
30	3,580	1,790	1,580
40	4,860	2,430	2,070
50	7,020	3,510	3,000
60	11,380	5,690	4,790
70	22,360	11,180	9,290
79	52,400	26,200	21,730

ご契約後の将来加入シミュレーション

具体的な保険料については 「設計書」などをご確認ください。

ポイント・シ契約年齢が上がると、月々の保険料も上がります。契約後の保険料は一生涯変わりません。

ポイント② 契約年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

契約年齢が45歳の場合

月払保険料		累計払込保険料				
Aプラン個		要介護 1 以上に認定される年齢(保険料のお払い込みが免除となる年齢)				
契約年齡 基準介護年金額 60万円		75歳 80歳		85歳		
	45歳	4,140円		1,490,400円	1,738,800円	1,987,200円
男	50歳	4,960円		1,488,000円	1,785,600円	2,083,200円
性	55歳	6,180円	0	1,483,200円	1,854,000円 2	2,224,800円 @
	60歳	7,880円		1,418,400円	1,891,200円	2,364,000円
	45歳	5,760円		2,073,600円	2,419,200円	2,764,800円
女	50歳	7,020円		2,106,000円	2,527,200円	2,948,400円
性	55歳	8,800円	0	2,112,000円	2,640,000円 2	3,168,000円 @
	60歳	11,380円		2,048,400円	2,731,200円	3,414,000円

契約年齢が60歳の場合

月払保険料		累計払込保険料				
Aプラン個		要介護 1 以上に認定される年齢(保険料のお払い込みが免除となる年齢)				
3	契約年齢	基準介護年金額 60万円	9	75歳	80歳	85歳
	60歳	7,880円		1,418,400円	1,891,200円	2,364,000円
男	65歳	10,480円		1,257,600円	1,886,400円	2,515,200円
性	70歳	14,660円 0		879,600円	1,759,200円	2,638,800円
	75歳	21,700円		_	1,302,000円	2,604,000円
	60歳	11,380円		2,048,400円	2,731,200円	3,414,000円
女	65歳	15,600円		1,872,000円	2,808,000円。	3,744,000円
性	70歳	22,360円 0	D	1,341,600円	2,683,200円	4,024,800円 2
	75歳	34,580円		_	2,074,800円	4,149,600円

いざ契約しようと思ったときに、 健康状態によっては契約できない可能性があります。

現在の年齢でのご契約をご検討ください。